主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

弁護人松本梅太郎の控訴趣意は別紙記載の通りである。

控訴趣意第一点について。

論旨は本件においては被告人が原判示の如くいわしまき網漁業を営んだこと(営業として)を認定するに足る証拠がないと謂うのである。しかし原判決が証拠として掲げる被告人の司法巡査に対する第一回供述調書に徴すれば、被告人は漁業を営んでいる者であること明瞭であり、本件の場合も自己の営業行為としていわし捕獲のため原判示の如く集魚灯を利用し集魚行為をなしたものであることは原判決挙示の証拠により十分これを認めることができ、原審が被告人は火光利用いわしまき網漁業を営んだものと認定したのは相当であると謂はなければならない。論旨の主張するところを考慮に容れても原判決に証拠によらないで事実を認定した違法又は事実の誤認は認められず、論旨は理由がない。

同第二点について。

- 仍て本件控訴は理由がないから刑事訴訟法第三百九十六条により主文の通り判決 する

(裁判長判事 坂本徹章 判事 塩田宇三郎 判事 浮田茂男)